

香川県条例第9号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務の質の評価等) 第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設</u> 及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。 2 略	(業務の質の評価等) 第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。 2 略
附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	